

平成十一年法律第二百号
国土交通省設置法

目次

第一章 総則（第一条）	国土交通省の設置並びに任務及び所掌事務
第二章 事務	国土交通省の設置並びに任務及び所掌事務
第一節 国土交通省の設置（第二条）	国土交通省の任務及び所掌事務（第三条・第四条）
第二節 審議会等	本省に置かれる職及び機関（第五条）
第三款 設置（第六条）	設置（第六条）
第四款 國土審議会（第七条—第十二条）	國土審議会（第七条—第十二条）
第五款 社会資本整備審議会（第十三条）	社会資本整備審議会（第十三条）
第六款 交通政策審議会（第十四条）	交通政策審議会（第十四条）
第七款 運輸審議会（第十五条—第二十六条）	運輸審議会（第十五条—第二十六条）
第八款 条（第二十七条—第二十九条）	前項に定めるものほか、国土交通省は、同項の任務に関連する特定の内閣の重要な政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。
第九款 特別の機関（第二十七条—第二十九条の三）	国土交通省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。
第十款 地方支分部局（第三十条—第四十一条）	（所掌事務）
第十一款 地方支分部局（第四十七条）	国土交通省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
第十二款 設置（第四十一条）	一 国土計画その他の国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。
第十三款 第二節 観光庁（第四十二条—第四十四条）	二 国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策に関する関係行政機関の事務の調整に関する事。
第十四款 第二節 気象庁	三 社会資本の整合的かつ効率的な整備の推進（公共事業の入札及び契約の改善を含む。）に関する事。
第十五款 第二節 任務及び所掌事務（第四十五条—第四十七条）	四 総合的な交通体系の整備に関する基本的な計画及び地域における交通調整に関する事。
第十六款 地方支分部局（第四十八条—第五十一条）	五 都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画及び地域における交通調整に関する事。
第十七款 第二節 運輸安全委員会（第五十二条）	六 土地の使用及び収用に関する事。
第十八款 第二節 海上保安庁（第五十二条）	七 公共用地取得制度に関する事。
第十九款 第一章 総則（目的）	八 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の規定による土地の先買い及び土地開発公社に関する事務を行うこと。
第二十款 第二章 国土交通省の設置並びに任務及び所掌事務（設置）	九 国が行う土地の測量、地図の調製及びこれらに関連する業務に関する事。
第二十一款 第一節 国土交通省の設置	十 測量業の発達、改善及び調整その他の土地の測量及び地図の調製に関する事。
第二十二款 第二節 建設業（淨化槽工事業を含む。）の発達、改善及び調整並びに建設工事の請負契約の適正化に関する事。	十一 公共工事の前払金保証事業の発達、改善及び調整に関する事。
第二十三款 第二節 不動産業の発達、改善及び調整並びに不動産取引の円滑化及び適正化に関する事。	十二 公共工事の前払金保証事業の発達、改善及び調整に関する事。

2 國土交通省の長は、国土交通大臣とする。

第二節 國土交通省の任務及び所掌事務

(任務) 國土交通省は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の整合的な整備、交通政策の推進、観光立国の実現に向けた施策の推進、気象業務の健全な発達並びに海上の安全及び治安の確保を図ることを任務とする。

3 國土交通省は、前項の任務を遂行するに当たり、内閣官房を助けるものとする。

4 國土交通省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

5 國土計画その他の国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務。

6 二 国土の利用、開発及び保全に関する基本的な政策に関する関係行政機関の事務の調整に関する事。

7 三 社会資本の整合的かつ効率的な整備の推進（公共事業の入札及び契約の改善を含む。）に関する事。

8 四 総合的な交通体系の整備に関する基本的な計画及び地域における交通調整に関する事。

9 五 都市交通その他の地域的な交通に関する基

本的な計画及び地域における交通調整に関する事。

10 六 土地の使用及び収用に関する事。

11 七 公共用地取得制度に関する事。

12 八 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の規定による土地の先買い及び土地開発公社に関する事務を行うこと。

13 九 国が行う土地の測量、地図の調製及びこれらに関連する業務に関する事。

14 十 測量業の発達、改善及び調整その他の土地の測量及び地図の調製に関する事。

15 十一 公共工事の前払金保証事業の発達、改善及び調整並びに建設工事の請負契約の適正化に関する事。

16 十二 公共工事の前払金保証事業の発達、改善及び調整に関する事。

17 十三 不動産業の発達、改善及び調整並びに不動産取引の円滑化及び適正化に関する事。

十四 宅地の供給、造成、改良及び管理に関する事。

十五 海洋汚染等（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第十五号の二に規定する海洋汚染等をいう。第九十九号において同じ。）

十六 宇宙の開發に関する大規模な技術開発で

あつて、測量その他の国土の管理、航空保安

業務の高度化その他の交通の発達及び改善並

び海上災害の防止に関する事。

十七 貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に

関する所掌に係る事務に関する事。

十八 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関する事。

十九 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関する事。

二十 石油パイプライン事業の発達、改善及び調整に関する事。

二十一 國際観光の振興に資する施設に関する事。

二十二 國際観光の振興に資する施設に関する事。

二十三 國際観光の振興に資する施設に関する事。

二十四 國際観光の振興に資する施設に関する事。

二十五 國際観光の振興に資する施設に関する事。

二十六 北海道総合開発計画に基づく事業に

関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調

整及び北海道総合開発計画に基づく公共事業

及び開発に関する総合的な政策の企画及び立

案並びに推進に関する事。

二十七 國際観光の振興に資する施設に関する事。

二十八 國土の総合的かつ体系的な利用、開発

及び保全を図る観点からの、地方の振興に関

する総合的な政策の企画及び立案並びに推進

に関する事。

二十九 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項に規定する豪雪地帯をいう。）の雪害の防除及

び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事。

三十 北方領土隣接地域（北方領土問題等の

地域の整備及び開発のための大規模事業に

関する事。

三十一 地域の整備及び開発のための大規

模事業に

関する事。

三十二 地価の公示に関する事。

三十三 不動産の鑑定評価に関する事。

三十四 國土調査に関する事。

三十五 水資源開発基本計画その他の水の需給に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事。

三十六 水源地域対策の企画及び立案並びに推進に関する事。

三十七 大都市の機能の改善に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事。

三十八 首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域への産業及び人口の過度の集中の防止並びに首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区城における近郊緑地の保全に関する事。

三十九 國土の総合的かつ体系的な利用、開發及び保全を図る観点からの、地方の振興に関

する総合的な政策の企画及び立案並びに推進

に関する事。

四十 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項に規定する豪雪地帯をいう。）の雪害の防除及

び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事。

四十一 北方領土問題等の

解決の促進のための特別措置に関する法律

並びに推進に関する事。

四十二 國家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、国土

交通省を設置する。

(昭和五十七年法律第八十五号) 第二条第二項に規定する北方領土隣接地域をいう。)の振興及び住民の生活の安定に関する政策企画及び立案並びに推進に関する事。

四十二 アイヌの伝統及びアイヌ文化に関する知識の普及及び啓発に関する事。

四十三 防災のための住居の集団的移転を促進する事業の援助及び助成に関する事。

四十四 都市計画及び都市計画事業に関する事。

四十五 土地区画整理事業、市街地再開発事業、民間都市開発事業その他市街地の整備改善に関する事。

四十六 駐車場及び自動車車庫に関する事。

四十七 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)の規定による都市公園その他の公共空地及び保勝地の整備及び管理(皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑にあっては、これらの整備に限る。)資金の貸付けに関する事。

四十九 都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する事。

五十 市民農園の整備の促進に関する事。

五十一 屋外広告物に関する事。

五十二 古都(明日香村を含む。)における歴史的風土の保存に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事。

五十三 下水道に関する事。

五十四 河川、水流及び水面の整備、利用、保全その他の管理に関する事。

五十五 水資源の開発又は利用のための施設の整備及び管理に関する事。

五十六 流域における治水及び水利に関する施策の企画及び立案並びに推進に関する事。

五十七 公有水面の埋立て及び干拓に関する事。

五十八 運河に関する事。

五十九 砂防に関する事。

六十 地すべり、ぼた山及び急傾斜地の崩壊並びに雪崩による災害の防止に関する事。

六十一 海岸の整備、利用、保全その他の管理に関する事。

六十二 水防に関する事。

六十三 公共土木施設の災害復旧事業に関する事。

六十四 都市計画事務の連絡調整に関する事。

六十四 道路の整備、利用、保全その他の管理に関する事。

六十五 有料道路(その附帯施設を含む。)の供給、建設、改良及び管理並びにその居住環境の整備に関する事。

六十六 住宅(その附帯施設を含む。)の譲受け、債務の保証及び住宅融資保険に関する事。

六十七 独立行政法人住宅金融支援機構の行う資金の融通、貸付債権の譲受け、債務の保証及び住宅融資保険に関する事。

六十八 被災地における土地及び建物の権利の保全に関する事。

六十九 建築物(浄化槽を含む。)に関する基準に関する事。

七十 建築士に関する事。

七十一 建築物の質の向上その他建築の発達及び改善に関する事。

七十二 鉄道、軌道及び索道の整備並びにこれらの整備及び運行に関する環境対策に関する事。

七十三 鉄道、軌道及び索道による運送並びにこれらの事業の発達、改善及び調整に関する事。

七十四 鉄道、軌道及び索道の安全の確保に関する事。

七十五 鉄道、軌道及び索道の事故並びにこれらの事故の兆候の原因並びにこれらの事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関する事。

七十六 鉄道、軌道及び索道の用に供する車両信号保安装置その他の陸運機器の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの陸運機器の製造に関する事業の発達、改善及び調整に関する事。

七十七 道路運送及び道路運送事業の発達、改善及び調整に関する事。

七八 自動車の登録及び自動車抵当に関する事。

八十一 道路運送及び道路運送車両の安全の確保、道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全並びに道路運送車両の使用に関する事。

八十二 軽車両及び自動車用代燃装置の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこの関連する事。

八十三 道路運送車両並びにその使用及び整備に必要な機械器具及び物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事。

八十四 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に関する事。

八十五 政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に関する事。

八十六 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関する事。

八十七 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関する事。

八十八 タンカー油濁損害賠償保障契約、一般船舶等油濁損害賠償保障契約及び難破物除去補償のための国際基金に関する事。

八十九 海事思想の普及及び宣伝に関する事。

九十一 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する事。

九十二 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関する事。

九十三 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事。

九十四 削除

九十五 モーターボート競走に関する事。

九十六 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境、福利厚生及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関する事。

九十七 船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関する事。

九十八 船員の教育及び養成、海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関する事。

九十九 船舶の航行の安全の確保、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保並びに海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関する事。

百一 航空機の整備、利用、保全及び管理に関する事。

百二 航路の整備、保全及び管理に関する事。

百三 国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に関する事。

百四 航空運送及び航空に関する事業(航空機及びその装備品の生産(修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。)に関するもの)の発達、改善及び調整に関する事。

百五 航空機の登録及び航空機抵当に関する事。

百六 航空機の安全の確保及び航空機の航行に起因する障害の防止並びに航空機の航行の安全の確保に関する事。

百七 航空機及びその装備品の修理及び改造(航空運送事業者又は航空機使用事業者の行う自家修理及びこれに準するものに限る。)並びに流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事。

百八 航空機の安全の確保及び航空機の航行に起因する障害の防止並びに航空機の航行の安全の確保に関する事。

百九 空港法(昭和三十一年法律第八十号)第二条に規定する空港その他の飛行場(以下「空港等」という。)及び航空保安施設の設置及び管理並びに空港等の設置及び管理に関する環境対策に関する事。

百十 航空路、航空交通管制、飛行計画及び航空機の運航に関する情報の提供に関する事。

百十一 航空事故及び航空事故の兆候の原因並びに航空事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関する事。

百十二 官公序施設の整備(官公序施設の建設等に関する法律(昭和二十六年法律第百八十一号)第十条第一項各号に掲げるものに限る。)並びに官公序施設に関する基準の設定、指導及び監督に関する事。

百十三 地方公共団体その他政令で定める公共的団体からの委託に基づき、建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。

百十四 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する事。

百十五 所掌事務に関する情報化に関する事。

百十六 所掌事務に係る資源の有効な利用の確保に係ること。

百十七 交通安全基本計画（交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）第二十二条第一項に規定する交通安全基本計画をいう。）に係る事項の実施に関する関係行政機関の事務の調整すること。

百十七の二 自転車活用推進計画（自転車活用推進法（平成二十八年法律第百十三号）第九条第一項に規定する自転車活用推進計画をいう。）の作成及び推進に関する事務。

百十八 海難審判法（昭和二十二年法律第百三十五号）第九条に規定する事務。

百十九 気象業務に関する基本的な計画の作成及び推進に関する事務。

百二十 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報並びに気象通信に関する事務。

百二十一 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象並びにこれらに関連する輻射に関する観測並びに気象、地象及び水象に関する情報に関する事務。

百二十二 気象測器その他の測器に関する事務。

百二十三 海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第五条に規定する事務。

百二十四 建設技術、運輸技術及び気象業務に関する技術に関する研究及び開発並びにこれらの助成並びに建設技術、運輸技術及び気象業務に関する技術に関する指導及び普及に関する事務。

百二十五 所掌事務に係る国際協力に関する事務。

百二十六 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する養成及び研修を行うこと。

百二十七 国立研究開発法人建築研究所が行う地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関する事務。

百二十八 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき国土交通省に属させられた事務。

前項に定めるもののほか、国土交通省は、前条第二項の任務を達成するため、同条第一項の任務に関する特定の内閣の重要な政策について、当該重要政策に関する閣議において決定さ

れた基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

第三章 本省に置かれる職及び機関

第一节 特別な職

国土交通省に、技監一人及び国土交通審議官三人を置く。

2 技監は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に係る技術を統理する。

3 國土交通審議官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。

第二节 審議会等

第一款 設置

本省に、次の審議会等を置く。

4 第八条第四項の規定は、特別委員に準用する。

（資料提出の要求等）

3 特別委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 第八条第四項の規定は、特別委員に準用する。

（政令への委任）

5 第十二条 この款に定めるもののほか、国土審議会の組織及び所掌事務その他国土審議会に係るため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（会員）

6 第十三条 社会資本整備審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

7 第十四条 土地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

8 第十五条 前号に規定する重要事項に関し、関係行政機関（不動産業及び宅地に関する事項については国土交通大臣、官公署施設に関する事項については関係国家機関）に意見を述べること。

9 第十六条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

10 第十七条 前号に規定する重要事項に関し、関係行政機関（不動産業及び宅地に関する事項については国土交通大臣、官公署施設に関する事項については関係国家機関）に意見を述べること。

11 第十八条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

12 第十九条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

13 第二十条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

14 第二十一条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

15 第二十二条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

16 第二十三条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

17 第二十四条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

18 第二十五条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

19 第二十六条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

20 第二十七条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

21 第二十八条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

22 第二十九条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

23 第三十条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

24 第三十一条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

25 第三十二条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

26 第三十三条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

27 第三十四条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

28 第三十五条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

29 第三十六条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

30 第三十七条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

31 第三十八条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

32 第三十九条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

33 第四十条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

34 第四十一条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

35 第四十二条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

36 第四十三条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

37 第四十四条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

38 第四十五条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

39 第四十六条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

40 第四十七条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

41 第四十八条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

42 第四十九条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

43 第五十条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

44 第五十一条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

45 第五十二条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

46 第五十三条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

47 第五十四条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

48 第五十五条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

49 第五十六条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

50 第五十七条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

51 第五十八条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

52 第五十九条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

53 第六十条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

54 第六十一条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

55 第六十二条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

56 第六十三条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

57 第六十四条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

58 第六十五条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

59 第六十六条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

60 第六十七条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

61 第六十八条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

62 第六十九条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

63 第七十条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

64 第七十一条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

65 第七十二条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

66 第七十三条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

67 第七十四条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

68 第七十五条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

69 第七十六条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

70 第七十七条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

71 第七十八条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

72 第七十九条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

73 第八十条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

74 第八十一条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

75 第八十二条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

76 第八十三条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

77 第八十四条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

78 第八十五条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

79 第八十六条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

80 第八十七条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

81 第八十八条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

82 第八十九条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

83 第九十一条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

84 第九十二条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

85 第九十三条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

86 第九十四条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

87 第九十五条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

88 第九十六条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

89 第九十七条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

90 第九十八条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

91 第九十九条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

92 第一百条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

93 第一百零一条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

94 第一百零二条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

95 第一百零三条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

96 第一百零四条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

97 第一百零五条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

98 第一百零六条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

99 第一百零七条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

100 第一百零八条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

101 第一百零九条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

102 第一百一十条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

103 第一百一十一条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

104 第一百一十二条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

105 第一百一十三条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

106 第一百一十四条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

107 第一百一十五条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

108 第一百一十六条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

109 第一百一十七条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

110 第一百一十八条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

111 第一百一十九条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

112 第一百二十条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

113 第一百二十一条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

114 第一百二十二条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

115 第一百二十三条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

116 第一百二十四条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

117 第一百二十五条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

118 第一百二十六条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

119 第一百二十七条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

120 第一百二十八条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

121 第一百二十九条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

122 第一百三十条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

123 第一百三十一条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

124 第一百三十二条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

125 第一百三十三条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

126 第一百三十四条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

127 第一百三十五条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

128 第一百三十六条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

129 第一百三十七条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

130 第一百三十八条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

131 第一百三十九条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

132 第一百四十条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

133 第一百四十一条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

134 第一百四十二条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

135 第一百四十三条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

136 第一百四十四条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

137 第一百四十五条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

138 第一百四十六条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

139 第一百四十七条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

140 第一百四十八条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

141 第一百四十九条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

142 第一百五十条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

143 第一百五十一条 地、住宅、建築、建築士及び官公署施設に関する重要事項を調査審議すること。

144 第一百五十二条 地、住宅、建築、建築士及び官公

(昭和三十五年法律第八十四号) 第二十九条
第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律(平成八年法律第五十五号)の規定による改正前の公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
前項に定めるものほか、社会資本整備審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他社会資本整備審議会に關し必要な事項については、政令で定める。

第四款 交通政策審議会

一 四条 交通政策審議会は、次に掲げる事務をかさどる。

一 國土交通大臣の諮問に応じて交通政策に関する重要な事項を調査審議すること。

一 前号に規定する重要な事項に關し、関係大臣に意見を述べること。

一 交通政策基本法、觀光立國推進基本法(平成十八年法律第二百七十七号)、全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)、海上運送法(昭和二十四年法律第二百八十七号)、海事本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和五十六年法律第七十二号)、造船法(昭和二十一年法律第二百二十九号)、臨時船舶建造調整法(昭和二十八年法律第二百四十九号)、船員法(昭和二十二年法律第二百号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第二百三十七号)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十一年法律第二百二十三号)、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第二百三十二号)、船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十一年法律第六十一号)、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十七年法律第二百十三号)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)、船員職業安定法(昭和二十三

第四款 交通政策審議会

前項に定めるもののほか、社会資本整備審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他社会資本整備審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

年法律第百三十号)、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)、水先法(昭和二十四年法律第二百二十一号)、港湾法(昭和二十五年法律第二百一十八号)、港湾整備促進法(昭和二十八年法律第七十号)、広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第七十六号)、空港法、気象業務法(昭和二十七年法律第一百六十五号)及び海上交通安全法(昭和四十七年法律第一百五十号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
前項に定めるもののほか、交通政策審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他交政政策審議会に関し必要な事項は、政令で定め

第十六名

第十六條 運輸審議会は、委員六人をもつて組織する。

役員とな
らない。

役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

、又は積極的

員は、在任中、國土交通大臣の許可、又は積極的に政治運動をしてはな

に政治運動を

、国土交通大臣の許可

してはな

年法律第二百三十号)、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第二百四十九号)、水先法(昭和二十四年法律第二百二十一号)、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)、港湾整備促進法(昭和二十八年法律第二百七十号)、広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第七十六号)、空港法、気象業務法(昭和二十七年法律第二百六十五号)及び海上交通安全法(昭和四十七年法律第二百十五号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

前項に定めるものほか、交通政策審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他交通政策審議会に関し必要な事項は、政令で定めること。

第五款 運輸審議会

(所掌事務等)

第十五条 運輸審議会は、鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)、軌道法(大正十年法律第七十六号)、都市鉄道等利便増進法(平成十七年法律第四十一号)、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)、道路運送法(昭和二十一年法律第二百八十三号)、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成二十一年法律第六十四号)、海上運送法、内航海運業法(昭和二十七年法律第二百五十一号)、内航海運組合法(昭和三十二年法律第二百六十二号)、港湾運送事業法(昭和二十六年法律第二百六十一号)、港湾法及び航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の規定により同審議会に諮ることを要する事項のうち国土交通大臣の行う处分等に係るものとを処理する。

国土交通大臣は、前項に規定する事項に係る裁決をする場合には、運輸審議会に諮らなければならない。

第一項に規定する事項に係る処分等及び前項に規定する裁決(行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第四号に規定する不利益処分(以下「不利益処分」という。)を除く。)のう

(委員の任期)
第十九条 委員の任期は、二年とする。

経験と高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、国土交通大臣が任命する。

委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合には、國会の閉会又は衆議院の解散のため、両議院の同意を得ることができないときは、國土交通大臣は、前項の規定にかかわらず、委員を任命することができる。

前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、國土交通大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

常勤の委員は、他の政府職員の職を兼ねてはならない。

(委員の任期)

第十九条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす

第二十五条 (行政手続の手続) 第二十五条の規定による不利益の用しない(政令への)

（調査等）

人との請求があつたときは、公聴会を開かなければならない。

第二十四条 運輸審議会は、その職務を行うため、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を行なうことができる。

一 公務所又は関係事業者若しくはその組織する団体その他の関係者に対し、必要な報告、情報又は資料を求めること。

二 公務所又は関係事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を嘱託すること。

三 関係人又は参考人に対し、出頭を求めてその意見又は報告を徴すること。

（行政手続法の適用除外）

第二十五条 第十五条第一項に規定する事項に係る不利益処分については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用

(委員の罷免)
第二十条 国士
ため職務の遂

第十九条 (委員の任期) 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第二十五条 (行政手続の手続) 第二十五条の規定による不利益の用しない(政令への)

(調査等) 人の請求があつたときは、公聴会を開かなければならない。

第二十四条 運輸審議会は、その職務を行うため、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を行なうことができる。

一 公務所又は関係事業者若しくはその組織する団体その他の関係者に対し、必要な報告、情報又は資料を求めること。

二 公務所又は関係事業者若しくはその組織する団体又は学識経験ある者に必要な調査を嘱託すること。

三 関係人又は参考人に対し、出頭を求めてその意見又は報告を徴すること。

(行政手続法の適用除外)

第二十五条 第十五条第一項に規定する事項に係る不利益処分については、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用

、委員その他
必要な事項は、

運輸審議会は、その職務を行うたることは、あると認めるときは、次に掲げる事項を公聴会を開かなければならぬ。又は関係事業者若しくはその組織する他の関係者に対し、必要な報告、資料を求める事項は、学識経験ある者に必要な調査を嘱託する事項、又は参考人に対し、出頭を求めてその報告を徴すること。

の職員その他の
政令で定める

は、その職務を行うた
ときは、次に掲げる事
者若しくはその組織す
るに對し、必要な報告、
者若しくはその組織す
る者に必要な調査を囑
ること。
対し、出頭を求めてそ
ること。

○運輸審議

を行ったが、この報告は、組織の調査報告である。

<p>第二条 令和五年三月三十日までの間、離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和五十二年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域をいう。以降同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>国土交通省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号及び前項の表の下欄に掲げる事務のほか、当分の間、日本国有鉄道の改革に関する事務、自動車損害賠償保険法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一項を改正する法律（平成十三年法律第八十三号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の規定に基づく再保険関係及び保険関係に係る自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業に関する事務並びに特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）第三条第一項に規定する特定保険者交付金交付契約に関する事務をつかさどる。</p> <p>（国土交通審議官の設置期間の特例）</p> <p>第三条 第五条第一項の国土交通審議官のうち一人は、当分の間、置かれるものとする。 （審議会等の設置の特例）</p> <p>第四条 令和六年三月三十日までの間、奄美群島振興開発特別措置法の定めるところにより国土交通省に置かれる奄美群島振興開発審議会は、本省に置く。 （国土審議会の所掌事務の特例）</p> <p>第五条 国土審議会は、第七条各号に掲げる事務をつかさどるほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>2 令和六年三月三十日までの間、小笠原諸島振興開発特別措置法の定めるところにより国土交通省に置かれる小笠原諸島振興開発審議会は、本省に置く。</p> <p>（国土審議会の所掌事務の特例）</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 10%;">2</th> <th style="text-align: center; width: 10%;">3</th> <th style="text-align: center; width: 10%;">4</th> <th style="text-align: center; width: 10%;">5</th> <th style="text-align: center; width: 10%;">6</th> <th style="text-align: center; width: 10%;">7</th> <th style="text-align: center; width: 10%;">8</th> <th style="text-align: center; width: 10%;">9</th> <th style="text-align: center; width: 10%;">10</th> <th style="text-align: center; width: 10%;">11</th> <th style="text-align: center; width: 10%;">12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">離島振興計画（離島振興法第四条第一項に規定する離島振興計画をいう。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。</td> <td style="text-align: center;">国土交通省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号及び前項の表の下欄に掲げる事務のほか、当分の間、日本国有鉄道の改革に関する事務、自動車損害賠償保険法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一項を改正する法律（平成十三年法律第八十三号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の規定に基づく再保険関係及び保険関係に係る自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業に関する事務並びに特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）第三条第一項に規定する特定保険者交付金交付契約に関する事務をつかさどる。</td> <td style="text-align: center;">国土交通審議官の設置期間の特例</td> <td style="text-align: center;">（国土交通審議官の設置の特例）</td> <td style="text-align: center;">（審議会等の設置の特例）</td> <td style="text-align: center;">（国土審議会の所掌事務の特例）</td> </tr> </tbody> </table>	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	離島振興計画（離島振興法第四条第一項に規定する離島振興計画をいう。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。	国土交通省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号及び前項の表の下欄に掲げる事務のほか、当分の間、日本国有鉄道の改革に関する事務、自動車損害賠償保険法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一項を改正する法律（平成十三年法律第八十三号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の規定に基づく再保険関係及び保険関係に係る自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業に関する事務並びに特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）第三条第一項に規定する特定保険者交付金交付契約に関する事務をつかさどる。	国土交通審議官の設置期間の特例	（国土交通審議官の設置の特例）	（審議会等の設置の特例）	（国土審議会の所掌事務の特例）						
2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12														
離島振興計画（離島振興法第四条第一項に規定する離島振興計画をいう。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。	国土交通省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号及び前項の表の下欄に掲げる事務のほか、当分の間、日本国有鉄道の改革に関する事務、自動車損害賠償保険法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一項を改正する法律（平成十三年法律第八十三号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の規定に基づく再保険関係及び保険関係に係る自動車損害賠償責任再保険事業及び自動車損害賠償責任共済保険事業に関する事務並びに特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）第三条第一項に規定する特定保険者交付金交付契約に関する事務をつかさどる。	国土交通審議官の設置期間の特例	（国土交通審議官の設置の特例）	（審議会等の設置の特例）	（国土審議会の所掌事務の特例）																			

期限	令和七年三月三十一日	令和九年三月三十一日	令和十五年三月三十一日
事務	山村振興法	半島振興法	び振興臨時措置法
日 令和七年三月三十一日	(国土審議会の委員の任命のために必要な行為に関する経過措置)	特殊土壤地帯災害防除及 び振興臨時措置法	法律
令和九年三月三十一日	半島振興法	半島振興法	法律
令和十五年三月三十一日	離島振興法	離島振興法	法律

(施行期日)
第一号 抄

(平成一三年六月二二日法律第六
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日（以
下「施行日」という。）から施行する。
(政令への委任)

第二十一条 附則第六条から第十三条までに定
められたものほか、この法律の施行に関して必要な
経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、
政令で定める。

附 則 (平成一三年六月二九日法律第八
三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施
行する。

附 則 (平成一三年七月一一日法律第一
〇三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

附 則 (平成一三年七月一一日法律第一
一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施
行する。

附 則 (平成一四年三月二七日法律第三
一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年五月三一日法律第五
四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年七月一日から施
行する。

附 則 (平成一四年六月七日法律第六〇
号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

附 則 (平成一四年六月一九日法律第七
七号) 抄

条並びに次条、附則第三条、第五条から第八条まで、第十条、第十二条及び第十三条の規定 平成十八年四月一日
(政令への委任)

(僕付) のほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘査し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成一八年六月八日法律第六二号)抄
第一条(施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。
(政令への委任)

第十七条 (政令の委任) この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一八年六月一四日法律第六八号）抄

第一条 この法律は、平成十九年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(施丁期日) 附則(平成八年二月二〇日法律第
一一七号) 抄

第一条 この法律は、平成十九年一月一日から施行する。

(平成一九年三月三〇日法律第五号) 附則抄 (施丁期日)

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

第一回 行期（抄）

第一條 この法律は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一九年五月二五日法律第五
九号) 抄
(施行期日)

附則（平成一九年六月一三日法律第八五号）抄

四 合に限る。)	一 号から第二十三号までに掲げる事務に係る場合に限る。)	二 航空・鉄道事故調査委員会	三 海難審判所	四 船員中央労働委員会(旧設置法第四十九条第六号に掲げる事務に係る場
委員会	所	運輸安全委員会	海難審判	中央労働委員会

六 六 船員中央労働委員会（旧設置法第四条第九十七条号及び第九十八条号に掲げる事務に係る場合に限る。）	七 七 船員地方労働委員会（旧設置法第四条第九十七条号及び第九十八条号に掲げる事務のうち個別労働関係紛争の解決に関する法律及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に係る事務に係る場合に限る。）	八 八 船員地方労働委員会（旧設置法第四条第九十七条号及び第九十八条号に掲げる事務に係る場合に限る。）	九 九 地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）（旧設置法第四条第九十六条号に掲げる事務に係る場合に限る。）	十 十 地方運輸監理部長（運輸監理部長を含む。）（旧設置法第四条第九十六条号に掲げる事務に係る場合に限る。）
（政令の委任） （検討）	（政令の委任） （検討）	（政令の委任） （検討）	（政令の委任） （検討）	（政令の委任） （検討）
第七条 附則第二条から前条までに定めるもののは、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。	第七条 附則第二条から前条までに定めるもののは、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。	第七条 附則第二条から前条までに定めるもののは、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。	第七条 附則第二条から前条までに定めるもののは、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。	第七条 附則第二条から前条までに定めるもののは、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、運輸の安全の一層の確保を図る等の観点から運輸安全委員会の機能の拡充等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二〇年六月六日法律第五十三条）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（国土交通省設置法の一部改正に伴う調整規定）

第十二条 施行日が国土交通省設置法等の一部を改正する法律の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における国土交通省設置法第四十三条第四号の規定の適用については、同号中「及び船員職業安定法（昭和二十三年法律第二百三十号）」とあるのは、「船員職業安定法（昭和二十三年法律第二百三十号）及び海上運送法」とする。

附 則（平成二〇年六月一八日法律第七五号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年三月三一日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中奄美群島振興開発特別措置法附則第一項の改正規定及び第三条中小笠原諸島振興開発特別措置法附則第二項本文の改正規定並びに附則第五条から第七条までの規定公布の日から施行する。

附 則（平成二二年三月一七日法律第三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、附則第三条の改正規定及び附則第七条から第九条までの規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年六月一五日法律第六号）抄

（施行期日）

(施行期日)		第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。
(施行期日)		附 則 (平成二五年一月四日法律第九二号) 抄 (平成二六年三月三一日法律第六号) 抄
(施行期日)		第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。
(施行期日)		附 則 (平成二六年四月一日法律第三〇号) 抄
(施行期日)		第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。
(施行期日)		附 則 (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄
(施行期日)		第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(施行期日)		附 則 (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄
(施行期日)		第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(施行期日)		附 則 (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄
(施行期日)		第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(施行期日)		附 則 (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄
(施行期日)		第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(施行期日)		附 則 (平成二七年五月二七日法律第二八号) 抄
(施行期日)		第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(施行期日)		附 則 (平成二七年六月一〇日法律第三六号) 抄
(施行期日)		第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(施行期日)		附 則 (平成二七年七月一五日法律第五六号) 抄
(施行期日)		第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(施行期日)		附 則 (平成二九年三月三一日法律第一〇一号) 抄
(施行期日)		第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(施行期日)		附 則 (平成二九年六月二日法律第一一三号) 抄
(施行期日)		第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条並びに附則第四条及び第二十四条の規定は、公布の日から施行する。
(施行期日)		附 則 (平成二九年九月一一日法律第六六号) 抄
(施行期日)		第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定及び事院の所掌する事項については、人事院規則で定める。
(施行期日)		附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄
(施行期日)		第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定及び
(施行期日)		附 則 (平成二七年五月一八日法律第七二号) 抄
(施行期日)		第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。
(施行期日)		附 則 (平成二七年九月一八日法律第七二号) 抄
(施行期日)		第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定並びに附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。
(施行期日)		附 則 (平成二七年四月二二日法律第一四号) 抄
(施行期日)		第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(施行期日)		附 則 (平成二七年五月二七日法律第二八号) 抄
(施行期日)		第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(施行期日)		附 則 (平成二九年三月三一日法律第一一三号) 抄
(施行期日)		第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条並びに附則第四条及び第二十四条の規定は、公布の日から施行する。
(施行期日)		附 則 (平成二九年九月一一日法律第六六号) 抄
(施行期日)		第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。
(施行期日)		附 則 (平成二九年九月一八日法律第一五号) 抄
(施行期日)		第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(政令への委任)
第六条 附則第二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成三一年三月三十日法律第八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三一年四月二六日法律第一六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

第一條 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第四条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。
(政令への委任)

第八条 附則第三条及び第四条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年五月一七日法律第十八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年五月三一日法律第十八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約及び二千七年の難破船の除去に関するナショナリティ条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次条並びに附則第六条及び第十五条の規定は、同日前の政令で定める日から施行する。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和三年三月三一日法律第一九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 (令和三年五月一〇日法律第三一号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略

二 第二条の規定、第五条中下水道法第六条第二号の改正規定、同法第七条の二を同法第七条の三とし、同法第七条の次に一条を加える

改正規定、同法第二十五条の十三第二号の改正規定(「第七条の二第二項」を「第七条の三第二項」に改める部分に限る。)及び同法第三十一条の改正規定、第六条の規定(同法中河川法第五十八条の十に一項を加える改正規定を除く。)、第七条の規定(同法中都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規定を除く。)並びに第八条、第十条及び第十二条の規定並びに附則第五条(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)別表第一河川法(昭和三十九年法律第一百六十七号)の項第一号の改正規定に限る。)、第六条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条の規定(公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和四年三月三一日法律第一〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年五月九日法律第三八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年一一月二八日法律第九二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定並びに次条及び附則第五条から第九条までの規定は、公布の日から施行する。